

島根原子力発電所1号機 運転上の制限の逸脱について

島根原子力発電所1号機（沸騰水型、定格電気出力46万キロワット）は、本日15時頃、通常運転中に実施する定期試験（1ヶ月に1回）のため高圧注水ポンプ（HPCI）^{※1}を起動したところ、高圧注水系駆動用タービンが自動停止しました。

このため、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限^{※2}を満足していない状態であると判断しました。

原因は調査中です。

1号機は定格熱出力運転を継続しており、外部への放射能の影響はありません。

※1 高圧注水ポンプ

非常用炉心冷却系の一つであり、冷却水喪失事故時に原子炉へ水を注入する設備。

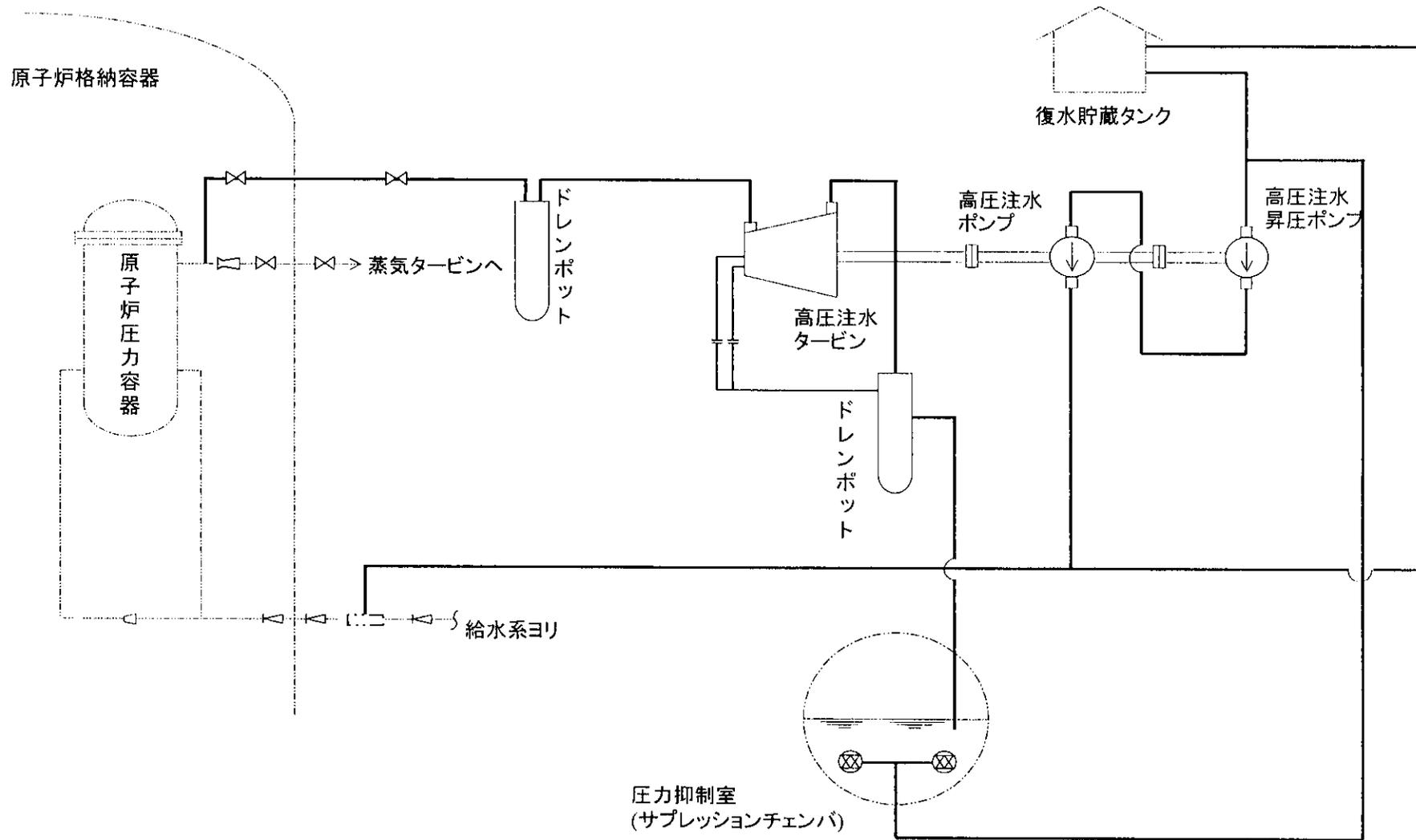
※2 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限

原子炉施設保安規定では、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足していない状態の時の措置」等が定められている。

高圧注水系が運転上の制限を満足していない状態と判断した場合は、10日以内に正常に動作する状態に復旧しなければならない。

以上

添付 島根原子力発電所1号機 高圧注水系系統図



島根原子力発電所1号機 高圧注水系系統図